

日本学生支援機構 給付奨学金【学部】 自宅外通学に係る事前申請について

生計維持者（通常は両親）と別居して自宅外から通学する場合、給付奨学金が増額されます。

通常は進学届提出後、5月以降に順次自宅外月額に増額（4月分に遡及）されますが、すでにアパート等の契約を済ませている場合は、増額の手続きのみ、先行して行うことで、4月分から自宅外月額を受給できます。

対象者：以下のすべてに該当する新入学生

- 予約採用で給付奨学金の採用候補者となっている
- 横浜国立大学の入学許可書を受領している
- 他大学へ進学する予定が無い
- アパート等の賃貸契約をすでに締結している。

提出書類：

様式 35（右リンクよりダウンロードし、にプリントアウトして記入）

アパート等の契約書のコピー

入学許可書のコピー



もしくは[こちら](#)

提出期間・場所

入学許可～2024年3月15日（**必着**）

学生支援課経済支援係（学生センター2階①番窓口）

※土日祝日を除く 8:30～12:45/13:45～17:00

